

目次

炭酸清涼飲料

炭酸清涼飲料

炭酸清涼飲料については、公衆衛生（食品）規制の規制番号250「清涼飲料」基準および規制番号251「植物性飲料」基準に記載されている。

清涼飲料中に使用される食品添加物の最大限度の基準は公衆衛生（食品）規制に定められている。

炭酸清涼飲料：規格・基準

基準項目	公衆衛生（食品）規制（2001年2月1日現在）	
基準名	清涼飲料	植物性飲料
範囲	希釈せずに消費可能なフレーバー飲料 ソーダ水、インディアンチック水またはキニーネチック水、および香味づけの有無にかかわらず炭酸水 ジンジャービール、および無害なハーブ物質または植物性物質で製造された飲料 果実飲料または果汁飲料	メソナジメンシス（ <i>Mesona chinensis</i> ）という植物から得たハーブ茶、 <i>Chrysanthemum morifolium</i> という植物から得た菊茶、およびハーブ飲料など
説明	清涼飲料とは、希釈の有無にかかわらず、ヒト消費用飲料として販売が意図される液体または固形の物質である。	植物性飲料とは、砂糖、ブドウ糖、二酸化炭素の有無にかかわらず、飲料水、植物およびハーブの食用部分または抽出物から成る清涼飲料である。
必須成分および品質要素	規定なし	規定なし
食品添加物	人工甘味料－アスパルテーム：＜1,000 ppm（低エネルギー清涼飲料においてのみ） 保存料－二酸化硫黄：＜70ppm、安息香酸：＜160 ppm、ソルビン酸：＜300 ppm 乳化剤－キラヤ：＜200ppm 食品添加物の一般要件に従う。	認可保存料、着色料、香料（天然香料のみ許可）、および乳化剤を含有してもよい。 人工甘味料－アスパルテーム：＜1,000 ppm（低エネルギー清涼飲料においてのみ） 保存料－二酸化硫黄：＜70ppm、安息香酸：＜160 ppm、ソルビン酸：＜300 ppm 乳化剤－キラヤ：＜200ppm 食品添加物の一般要件に従う。
金属汚染物質	ヒ素（As）：＜0.1 ppm 鉛（Pb）：＜0.2 ppm 銅（Cu）：＜2 ppm スズ（Sn）：＜40 ppm 亜鉛（Zn）：＜5 ppm 水銀（Hg）：＜0.05 ppm カドミウム（Cd）：＜1 ppm	ヒ素（As）：＜0.1 ppm 鉛（Pb）：＜0.2 ppm 銅（Cu）：＜2 ppm スズ（Sn）：＜40 ppm 亜鉛（Zn）：＜40 ppm 水銀（Hg）：＜0.05 ppm カドミウム（Cd）：＜1 ppm
衛生	発癌性、変異原性、催奇形性を有することが既知の成分、あるいは他の有毒物質または有害物質を用いて製造された容器または包装 マイコトキシン：陰性 大腸菌：20/mL 37℃で48時間培養後の総コロニー数：≤100,000/mL	発癌性、変異原性、催奇形性を有することが既知の成分、あるいは他の有毒物質または有害物質を用いて製造された容器または包装 マイコトキシン：陰性 大腸菌：20/mL 37℃で48時間培養後の総コロニー数：≤100,000 cfu/g

度量衡	規定なし	規定なし
表示	<p>「非アルコール」という語は、20℃で0.5% (v/v) 以下のアルコールを含有する製品に限られるものとする。</p> <p>ヒト消費用の希釈しない飲料で、その名称中に果実、野菜、または花の名称を含むがその果実、野菜、または花のしぼり汁を用いていないものは、以下の形式で表示されるものとする。</p> <p>a) (果実、野菜、または花の名称) フレーバーシロップ b) (果実、野菜、または花の名称) フレーバー飲料 c) 模倣 (果実、野菜、または花の名称) 飲料</p> <p>表示の一般要件に従う。</p> <p>栄養クレームが作成されている場合のみ栄養表示が必要 (公衆衛生 [食品] 規制の規制13)</p>	<p>「非アルコール」という語は、20℃で0.5% (v/v) 以下のアルコールを含有する製品に限られるものとする。</p> <p>ヒト消費用の希釈しない飲料で、その名称中に果実、野菜、または花の名称を含むがその果実、野菜、または花のしぼり汁を用いていないものは、以下の形式で表示されるものとする。</p> <p>a) (果実、野菜、または花の名称) フレーバーシロップ b) (果実、野菜、または花の名称) フレーバー飲料 c) 模倣 (果実、野菜、または花の名称) 飲料</p> <p>表示の一般要件に従う。</p> <p>栄養クレームが作成されている場合のみ栄養表示が必要 (公衆衛生 [食品] 規制の規制13)</p>
分析・サンプリング方法	食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン	食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン

炭酸清涼飲料：食品添加物・分析方法

関連法規	項目	規格	分析方法	参照
公衆衛生 (食品) 規制	食品添加物	アスパルテーム：<1,000 ppm、二酸化硫黄：<70 ppm; 安息香酸：<160 ppm、ソルビン酸：<300 ppm、キRAY：<200 ppm	国際基準 (AOA C、ISO、APHA 等)	ブルネイ・ダルサラーム国保健省との電子メールによる通信
	金属汚染物質	ヒ素 (As)：<0.1 ppm、鉛 (Pb)：<0.2 ppm、銅 (Cu)：<2 ppm、スズ (Sn)：<40 ppm、亜鉛 (Zn)：<5 ppm、水銀 (Hg)：<0.05 ppm、カドミウム (Cd)：<1 ppm、アンチモン (Sb)：<0.15 ppm	国際基準 (AOA C、ISO、APHA 等)	ブルネイ・ダルサラーム国保健省との電子メールによる通信
	マイコトキシン	未検出	国際基準 (AOA C、ISO、APHA 等)	ブルネイ・ダルサラーム国保健省との電子メールによる通信
	総コロニー数	37℃で48時間培養後に<10 ⁵ cfu/mL	国際基準 (AOA C、ISO、APHA 等)	ブルネイ・ダルサラーム国保健省との電子メールによる通信
	<i>E. coli</i>	<20 cfu/mL	国際基準 (AOA C、ISO、APHA 等)	ブルネイ・ダルサラーム国保健省との電子メールによる通信